

前橋市監査委員公表第20号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年1月10日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

# 建設部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年11月29日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p><b>【監査対象所属：道路建設課】</b></p> <p><b>1 建設工事請負契約の締結について（指摘事項）</b></p> <p>社資交（狭あい）道路改良工事（道建第1号）において、L型擁壁工の布設に当たり、下請負人がクレーン車を使用した布設作業を行ったものであるが、受注者は下請負人と書面による請負契約を締結せずに施工していた。また、当該下請負人の施工について、提出された施工体系図に記載がなく、当該工事現場の施工体制と相違しているにもかかわらず、受注者の指導をしていなかった。</p> <p>建設業法第18条及び第19条第1項で建設工事の請負契約の当事者は、公正な契約を締結し、契約の締結に際しては第19条第1項各号で定める事項を書面に記載し、相互に交付しなければならないと規定されていることから、請負契約の明確性及び正確性を担保し、紛争の発生を防止するためにも書面による契約を締結するよう受注者を指導されたい。</p> <p><b>2 建物等移転補償費調査算定業務説明書について（要望事項）</b></p> <p>防災・安全交付金（道路）建物等移転補償費調査算定業務（道建第1号）ほか2業務において、建物等移転補償費調査算定業務説明書の作成に当たり、下記の事項が見受けられたことから、業務説明書の作成に当たっては、準拠する用地調査等業務共通仕様書に記載する内容との整合を図るなど、記載内容を精査するとともに、正確な内容となるよう検討されたい。</p> <p>(1) 業務実績情報システムの登録について</p> <p>業務委託代金が1,000千円以上の測量、設計業務及び地質調査業務、用地補償調査の全ての業務は、業務実績情報システム（TECRIS：テクリス）に登録することを周知する必要があるが、その要件を業務説明書、特記仕様書等に明示していなかった。</p>	<p>請負契約の締結については、書面による契約を締結し適正な契約を履行するよう当該受注者に指導を行った。また、今後の措置として、施工体制台帳及び施工体系図と現場の相違がないことの確認を徹底するとともに、建設業法及び関連法令の遵守を徹底することとした。</p> <p>建物等移転補償費調査算定業務説明書については、業務説明書の作成に当たり、準拠する用地調査等業務共通仕様書に記載する内容との整合を図り、記載内容を精査するとともに、正確な内容となるよう改善を行い、適切な業務発注を徹底することとした。</p> <p>業務実績情報システムの登録については、該当する業務における業務説明書に明示するよう改善した。</p>

<p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p>	<p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p>
<p>(2) 提出する業務成果物について 業務説明書で提出を要する業務成果物として、「建物等調査共通仕様書の別記成果品一覧表のとおり」と明示しているにもかかわらず、別記成果品一覧表の記載がなかった。</p> <p>(3) 建物等調査算定共通仕様書の記載事項について 共通仕様書で業務を行う場合の一般仕様は「用地調査等標準仕様書（群馬県県土整備局）」に準拠するものと記載されていたが、準拠すべき仕様書は「用地調査等業務共通仕様書（群馬県県土整備部監理課用地対策室）」であった。 また、今回の工事監査において、他所属でも同様な事例が見受けられたことから、建設部における事務事業の調整を行う主管課として、部内での改善のための調整を図りたい。</p>	<p>提出する業務成果物については、業務説明書で提出を要する業務成果物として、「用地調査等業務共通仕様書（群馬県県土整備部監理課用地対策室）別記1 成果品一覧表の業務区分に掲げるものの内、設計書の業務費内訳書に記載された調査・算定項目に該当する成果物を提出するものとする。」と明示することとした。</p> <p>建物等調査算定共通仕様書の記載事項については、「用地調査等業務共通仕様書（群馬県県土整備部監理課用地対策室）」を準拠すべき仕様書として記載するよう改善した。 また、建設部における事務事業の調整を行い、部内での改善のための調整を図った。</p>

## 建設部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年11月29日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p><b>【監査対象所属：東部建設事務所】</b></p> <p><b>1 建物等移転補償費再調査・再算定業務説明書について（要望事項）</b></p> <p>防災・安全交付金（道路）建物等移転補償費再調査・再算定業務（東建第7号）において、建物等移転補償費再調査・再算定業務説明書の作成に当たり、下記の事項が見受けられたことから、業務説明書の作成に当たっては、準拠する用地調査等業務共通仕様書に記載する内容との整合を図るなど、記載内容を精査するとともに、正確な内容となるよう検討されたい。</p> <p>(1) 業務実績情報システムの登録について 業務委託代金が1,000千円以上の測量、設計業務及び地質調査業務、用地補償調査の全ての業務は、業務実績情報システム（TECRIS：テクリス）に登録することを周知する必要があるが、その要件を業務説明書、特記仕様書等に明示していなかった。</p> <p>(2) 提出する業務成果物について 業務説明書で提出を要する業務成果物として、「建物等調査共通仕様書の別記成果品一覧表のとおり」と明示しているにもかかわらず、別記成果品一覧表の記載がなかった。</p> <p>(3) 建物等調査共通仕様書の記載事項について 共通仕様書で業務を行う場合の一般仕様は「用地調査等標準仕様書（群馬県県土整備局）」に準拠するものと記載されていたが、準拠すべき仕様書は「用地調査等業務共通仕様書（群馬県県土整備部監理課用地対策室）」であった。</p>	<p>建物等移転補償費再調査・再算定業務説明書については、業務説明書の作成に当たり、準拠する用地調査等業務共通仕様書に記載する内容との整合を図り、記載内容を精査するとともに、正確な内容となるよう改善を行い、適切な業務発注を徹底することとした。</p> <p>業務実績情報システムの登録については、該当する業務における業務説明書に明示するよう改善した。</p> <p>提出する業務成果物については、業務説明書で提出を要する業務成果物として、「用地調査等業務共通仕様書（群馬県県土整備部監理課用地対策室）別記1成果品一覧表の業務区分に掲げるものの内、設計書の業務費内訳書に記載された調査・算定項目に該当する成果物を提出するものとする。」と明示することとした。</p> <p>建物等調査共通仕様書の記載事項については、「用地調査等業務共通仕様書（群馬県県土整備部監理課用地対策室）」を準拠すべき仕様書として記載するよう改善した。</p>

## 建設部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年12月3日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：公園管理事務所】</p> <p>1 建設工事請負契約の締結について（指摘事項）</p> <p>粕川温泉元気ランド 深井戸水中ポンプ改修工事（第8号）（緊急）において、水中ポンプの据え付けに当たり、下請負人がクレーン車を使用した据付作業を行ったものであるが、受注者は下請負人と書面による請負契約を締結せずに施工していた。また、当該下請負人の施工について、提出された施工状況報告書に記載がなく、当該工事現場の施工体制と相違しているにもかかわらず、受注者の指導をしていなかった。</p> <p>建設業法第18条及び第19条第1項で建設工事の請負契約の当事者は、公正な契約を締結し、契約の締結に際しては第19条第1項各号で定める事項を書面に記載し、相互に交付しなければならないと規定されていることから、請負契約の明確性及び正確性を担保し、紛争の発生を防止するためにも書面による契約を締結するよう受注者を指導されたい。</p>	<p>下請負人がクレーン車を用いた据付作業を受注者と請負契約を締結せずに施工していたことについては、書面による契約を締結し適正な契約を履行するよう当該受注者に指導を行った。</p> <p>今後は、施工状況報告書、施工体系図等と現場の施工状況を確認し、施工体制に相違があった場合は、速やかに受注者にその旨を指導し、建設業法及び関連法令の遵守を徹底するように改善いたします。</p>